

練馬区 報道連絡メモ 送付日 2015年4月16日

区長室 広聴広報課 広報戦略係 電話 5984-2693

	<h2>都市農業振興基本法案の可決を受けて</h2>
と き	平成27年4月16日(木)発表
<p>平成27年4月16日に衆議院本会議において、都市農業振興基本法案が可決した。都市農地の保全などに取組む自治体連携組織である都市農地保全推進自治体協議会(会長:前川耀男練馬区長)は、法案の可決を受けてコメントを発表した。</p>	

【会長コメント】

次頁のとおり

【問合せ】

都市農地保全推進自治体協議会事務局 練馬区都市農業課 電話 03-5984-1403

都市農業振興基本法案の可決を受けて

本日、都市農業振興基本法案が可決された。

東京の農地は、都民にとって身近な農作物の生産の場であるのみならず、多面的な機能を有する重要な社会資本である。

大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、基本法に位置付けられ、今後の方向性が示された意義は大きい。

都市農地保全推進自治体協議会における長年の活動の取組が一步前進した。

しかしながら、基本法は理念法である。農林水産省、国土交通省、財務省をはじめとする関係省庁におかれては、早期に関係法令の整備・改善に取り組むよう、お願いしたい。

都市農業の担い手である東京の農業従事者は、期待を込めて見守っている。

大都市東京の近郊にこれだけの農地が残されているのは奇跡に近い。

少子高齢社会の只中であって、都心に近いという利便性と生きた農業があるという環境が融合したまちづくりを進めることは、東京の魅力を更に大きく膨らませるものと確信している。

こうした都市農業・農地を活かしたまちづくりを実現できるかは、われわれ基礎自治体の取組と農業従事者の皆さんの意気込みにかかっている。

都市農地保全推進自治体協議会の会長として、東京の魅力の増進という新たな使命を果たしたい。

平成 27 年 4 月 16 日

都市農地保全推進自治体協議会会長・練馬区長

前 川 燿 男

(参考)

【都市農地保全推進自治体協議会とは】

練馬区が呼びかけた、都市農地の保全などに取り組む自治体連携組織。平成20年10月29日に発足。会長は前川耀男練馬区長。

市街化区域内農地を持つ都内38の自治体が会員となり、毎年フォーラムを開催し住民に対するPR活動を行うとともに、都市農地の保全に向けた制度改正等の国への要望活動を行っている。

都市農業振興基本法の制定に向けては、平成26年10月3日に農林水産省を、平成27年2月16日に国土交通省を訪問し、各大臣宛てに都市農地の保全に関する要望書を提出している。

【都市農業振興基本法について】

都市農業振興基本法は、都市農業の振興に関し、基本理念や国および地方公共団体の責務等を定め、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより都市農業の安定的な継続、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮、を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的としている。